

# 全経済産業労働組合同規約

1948、7、22

改正	1949、4	1949、8	1949、12
	1950、4	1950、10	1951、4
	1952、4	1953、10	1954、10
	1955、10	1956、4	1956、10
	1957、4	1958、4	1960、5
	1963、9	1967、8	1969、8
	1973、8	1976、8	1979、8
	1980、9	1982、9	1986、9
	1987、9	1988、9	2001、3
	2001、9	2004、9	2005、9
	2006、9	2007、9	2008、9
	2013、9		

## 第一章 総 則

(名称および所在地)

第1条 この組合は、全経済産業労働組合（略称；全経済）といい、主たる事務所を東京都千代田区霞が関1-3-1におく。

(目的)

第2条 この組合は、組合員の労働条件の維持改善および綱領の徹底とその実現を期し、もって、組合員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(法人格)

第3条 この組合は、法人とする。

(構成員)

第4条 この組合は、経済産業省に勤務する者および経済産業省が主務省である独立行政法人に勤務する者で、この組合の目的に賛同の上加入するものをもって組織する。

ただし、国家公務員法第108条の2、第3項に規定する管理職員等、各独法部会においては使用者の利益を代表すると認められる権限と責任をもつ者は、組合員となることはできない。

2. 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われることはない。

(組織)

第5条 この組合に本部をおく。

2. この組合に次の部会および支部協議会をおく。

一.行政部会

1.経済局支部協議会

二.独立行政法人部会（以下、独法部会という）は、特定独立行政法人部(以下、特定独法部という)と非特定独立行政法人部(以下、非特定独法部という)で構成する。

1.産業技術総合研究所労働組合(非特定独法部)

2.製品評価技術基盤機構労働組合(特定独法部)

- 3.日本貿易保険労働組合(非特定独法部)
- 4.工業所有権情報・研修館労働組合(非特定独法部)
- 5.経済産業研究所労働組合(非特定独法部)
- 6.非特定独立行政法人一般労組(非特定独法部)

3. 行政部会および独法部会の各労働組合に、支部および分会をおくことができる。若しくは、必要に応じて行政部会の支部または分会と独法部会の各労働組合とで混合支部をおくことができる。

4. 行政部会および独法部会の各労働組合、または混合支部の規約の制定および改廃、支部および分会の設置は、中央執行委員会の承認をえなければならない。

(業務)

第6条 この組合は、その目的達成のため次の業務を行う。

- (1) 労働条件の維持改善など綱領で定められた目的達成のための業務
- (2) 福祉厚生確保のための業務
- (3) 文化教養の向上のための業務
- (4) その他大会で決定された必要な業務

## 第二章 組 合 員

(加入)

第7条 この組合に加入しようとする者は、当月分の組合費をそえて、加入申込書(様式第1)を行政部会および独法部会の各労働組合の支部または分会(以下、支部または分会という)に提出しなければならない。

2. 支部または分会の執行委員長は、加入申込書の到着後、速やかに執行委員会の承認を求めなければならない。

3. 支部または分会の執行委員会で承認を決定したときは、ただちに組合員名簿に登録し、本人にその旨を通知する。

4. 支部または分会の執行委員長は、前項の手続きをとったときは、中央執行委員長に報告しなければならない。

5. 組合員が他の支部又は分会の職場に転勤する場合は、支部又は分会の執行委員長は転勤先の支部又は分会に異動通知をしなければならない。

ただし、必要があれば本部と協議の上で組合籍を異動させないことができる。

(脱退)

第8条 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにして、支部または分会の執行委員長に届け出なければならない。

2. 支部または分会の執行委員長は、前項の届け出があった場合は、中央執行委員長にその旨を通知しなければならない。

(選挙権および被選挙権)

第9条 組合員は、全経済産業労働組合同規約の定めるところに従い、役員、代議員その他組合員を代表する者を選挙しおよび選挙される権利を有する。

(発言権)

第10条 組合員は、だれでも組合の大会、中央委員会、執行委員会等各機関(以下、各機関という)に意見を提出し、提訴し、また会議に出席して発言することができる。

2. 組合員は、組合の各機関の行動について報告を求め、または自由に批判することができる。

(組合役員の解任請求権)

第11条 組合員は、組合規約の定めるところに従い、組合役員の解任を請求することができる。

(組合役員の審査請求権)

第12条 組合員は、組合役員が任務を怠ったり、組合員の利益に反する行動があったときは、組合規約の定めるところに従い、統制・表彰委員会の審査を要求することができる。

(会議開催要求権)

第13条 組合員は、組合規約の定めるところに従い、組合役員に対し、特定の会議の開催を要求することができる。

(経費負担に対する保障)

第14条 組合員は、それぞれの最高意思決定機関で認められた場合を除くほか、経費を負担させられることはない。

(組合活動による犠牲者の救援)

第15条 組合員は、組合の各機関の決定に基づく組合活動を行ったことにより、身分上もしくは財産上の損害をこうむり、または身心に障害を生じる等、救援を必要とする事由の発生したときは、全経済産業労働組合救援規則の定めに従い、救援される。

(組合員の義務)

第16条 組合員は、組合規約を守り、組合費を納め、組合の各機関の決定に従う義務がある。

(除名)

第17条 組合員は、統制・表彰委員会の審査を経ずして組合を除名されることはない。

(組合員としての資格の喪失)

第18条 組合員は、脱退または除名によらずして組合員としての資格を失うことはない。

(財産上の権利の喪失)

第19条 この組合を脱退または除名された者は、すでに納めた組合費および財産上の権利を失う。

### 第三章 機 関

(各種の機関)

第20条 この組合に、大会、中央委員会、中央執行委員会および常任中央執行委員会をおく。

(大会)

第21条 大会は、この組合の最高意思決定機関であって、代議員、中央委員、中央選挙管理委員、本部会計監査委員および本部役員で構成し、9月に中央執行委員長が招集する。

ただし、組合員3分の1以上の連署による要求があったとき、中央委員会が必要と認めるとき、または緊急の事態に対処するため中央執行委員会が必要と認めるときは、中央執行委員長は臨時に招集しなければならない。

(大会告示)

第22条 中央執行委員長は、大会開催期日の30日前までに、開催理由、日時、場所、日程、議題その他必要な事項を組合員に対して告示しなければならない。

ただし、前条ただし書の規程により招集されるときはこの期間を短縮することができる。

2. 前項の告示は、全経済産業労働組合中央機関紙に掲載して行う。

(大会の成立)

第23条 大会は、全ての代議員の過半数の出席により成立する。

ただし、代議員の代理出席および委任は認められない。

(大会の運営)

第24条 大会議長は代議員の互選とする。大会の議事はこの規約に特に定めているものの

ほかは、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票による出席代議員の過半数できめ、可否同数のときは議長がきめる。

2. 連合体の結成、これへの加入および脱退については、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密投票による全代議員の過半数によってきめる。

3. 綱領、規約の制定並びに改廃は、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密投票による全代議員の過半数かつ出席代議員の3分2以上の同意がなければ改正することができない。

4. 大会の運営に必要な事項は、議事規則に定める。

(大会できめるべき事項)

第25条 次の事項は、大会できめなければならない。

(1) この組合の活動方針

(2) 綱領、規約および規則の制定ならびに改廃

(3) この組合の予算と決算

(4) 本部役員を選出

(5) 中央選挙管理委員、中央統制・表彰委員および本部会計監査委員の選出

(6) 300万円を越える財産の取得および財産の処分に関する事

(7) 団体への加盟または脱退

(8) この組合の解散

(9) その他重要な基本的事項

2. 大会においては、中央委員会、中央執行委員会、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部などから報告がなされなければならない。

(代議員選出)

第26条 代議員は、大会の都度、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって、行政部会の各支部および独法部会の労働組合または混合支部ごとに選出される。

2. 代議員の選挙を管理するために、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部に選挙管理委員会をおき、選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙規則に定めるもののほか、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部で定めることができる。

(代議員の職務)

第27条 代議員は、大会に出席し、議案を審議し、また動議をだすことができる。

2. 代議員は、大会終了後、大会の決定事項等を組合員に報告しなければならない。

(中央委員会)

第28条 中央委員会は、大会につぐ意思決定機関であって、中央委員および本部役員で構

成し、年2回定例的に中央執行委員長が招集する。

ただし、中央委員の3分の1以上の要求があったとき、または中央執行委員会が必要と認めたときは、中央執行委員長は臨時に招集しなければならない。

(中央委員会の手続)

第29条 中央委員会の告示、成立および運営については、第22条、第23条および第24条をそれぞれ準用する。

2. 本部役員は、中央委員会の議決に加わることはできない。

(中央委員会の議事)

第30条 次の事項は、中央委員会で決めることができる。

- (1) 大会から委任された事項
- (2) 大会で決定された活動方針の具体化
- (3) 規程および細則の制定ならびに改廃
- (4) 予算の組み替え
- (5) 300万円以下の財産の取得および処分に関すること
- (6) その他重要な事項

2. 中央委員会は、緊急事項について大会に代わってきめることができる。

ただし、この決定については、次の大会でその承認を求めなければならない、承認がない場合は、将来に向かってその効力を失う。

(中央委員)

第31条 中央委員は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合または混合支部ごとに、各々の大会においてその所属する組合員の中から選出される。若しくは、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって所属する組合員のなかから選出される

2. 中央委員の選挙は、第26条第2項において定める各選挙管理委員会が管理する。

3. 中央委員の任期は1箇年とする。

ただし、補充により選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

4. 中央委員がその任期中、やむを得ず他の職場に転勤を命ぜられても、行政部会の支部内の転勤および独法部会の各労働組合内、または混合支部内の転勤である限り、中央委員としての資格を失わない。

5. 中央委員は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部の組合員の3分の1以上の連署をもって解任を要求されたとき、中央委員としての資格を失う。

6. 中央委員は、中央委員会に出席し、議案を審議しおよび動議をだすことができる。

7. 中央委員は、中央委員会終了後、中央委員会の決定事項を組合員に報告しなければならない。

(中央執行委員会)

第32条 中央執行委員会は、この組合の日常の業務を行う。

2. 中央執行委員会は、独法部会の各労働組合の交渉団に参加し、この組合の目的達成をめざす。

3. 中央執行委員会は、中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、常任中央執行委員および中央執行委員をもって構成し、中央執行委員長が議長となる。

4. 中央執行委員会は、中央執行委員長が年3回以上招集し、構成員の過半数で成立し、そ

の議事は出席構成員の過半数できめ、可否同数の場合は議長がきめる。

5. 中央執行委員会は、緊急とみられた事項について中央委員会に代わって決定することができる。

ただし、この決定については、次の中央委員会においてその承認を求めなければならず、承認がない場合、将来に向かってその効力を失う。

6. 中央執行委員会は、大会において、不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたとき、または中央委員会において3分の2以上の多数をもって不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたときは、総辞職しなければならない。

(常任中央執行委員会)

第32条の2 常任中央執行委員会は、中央執行委員会の委任に基づき、この組合の事務を処理する。

2. 常任中央執行委員会は、中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長および常任中央執行委員をもって構成し、中央執行委員長が議長となる。

3. 常任中央執行委員会は、中央執行委員長が随時召集し、構成員の過半数で成立し、その議事は出席構成員の過半数できめ、可否同数の場合は議長がきめる。

4. 常任中央執行委員会は、中央執行委員会に業務を報告し承認をえなければならない。

#### 第四章 役員

(役員)

第33条 この組合の本部に、次の役員をおく。

- (1) 中央執行委員長 1名
- (2) 中央執行副委員長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 中央執行委員 若干名
- (5) 専門委員 若干名

2. 役員の任期は、1箇年とする。

ただし、臨時大会で補充されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、大会において不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたとき、または中央委員会において3分の2以上の多数をもって不信任案が可決され、もしくは信任案が否決されたときは辞任しなければならない。

第33条の2 この組合の本部に、顧問をおくことができる。顧問は、中央執行委員会が要請した事項に対して、意見表明等を行う。

2. 顧問は大会または中央委員会の承認を得て、中央執行委員会が委嘱する。

3. 顧問の任期は一期一年とし、三期を限度とする。

(役員を選出)

第34条 役員は、大会で、代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全代議員の過半数によって選出される。

2. 役員の選挙を管理するため、この組合に中央選挙管理委員会をおき、中央選挙管理委員会は中央選挙管理委員3名で構成する。

3. 中央選挙管理委員会の運営に必要な事項は、選挙規則に定める。

(役員の義務)

第35条 中央執行委員長は、この組合を代表し、組合の業務を統括する。

2. 中央執行副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 書記長は、書記局を統括する。

4. 中央執行委員および専門委員は、中央執行委員会の定めるところに従い、それぞれ業務を分担する。

(役員兼任禁止)

第36条 役員は、本部会計監査委員、中央統制・表彰委員および中央選挙管理委員を兼ねることはできない。

## 第五章 組 織

(書記局)

第37条 中央執行委員会に、その事務を遂行するため、書記局をおく。

1. 書記局に青年対策部、女性対策部をおき、その部員は行政部会等の青年協議会、女性協議会の役員と中央執行委員をもって構成する。女性対策部に女性のための連絡会をおく。

3. 中央執行委員会が必要と認めたときは、書記局に専門部をおくことができる。

4. 中央執行委員会は、書記局に書記若干名をおくことができる。

(書記の給与その他)

第38条 書記の給与、労働条件等については、別に定める。

2. 全経済産業労働組合救援規則、全経済産業労働組合旅費規程および全経済産業労働組合貸付規程は、書記に対しても適用する。

3. 全経済産業労働組合救援規則は、行政部会の各支部および独法部会の各労働組合または混合支部の書記に対してもこれを適用する。

(地方協議会)

第39条 この組合に原則として地方協議会をおく。

## 第六章 会 計

(組合経費)

第40条 この組合の経費は、組合費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 組合費は、定期的に組合員より徴収するものとする。

ただし、必要がある場合には、臨時に徴収することができる。

3. 組合費の額、徴収方法等は大会できめる。

ただし、中央委員会が緊急に必要と認めたときは、出席中央委員の3分の2以上の多数をもって組合費を臨時に徴収することを決定することができる。この決定については、次の大会において承認を求めなければならないが、承認がない場合は、その決定のときに遡ってその効力を失う。

4. 前項本文の規定にかかわらず、各部会、支部、分会で必要とする経費をまかなうための組合費の額、徴収方法等は、それぞれの最高意思決定機関できめることができる。

第40条の2 中央執行委員会は、会計規則の定めるところにより、組合費を減免することができる。

(組合費の納入)

第41条 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部のは、その月分の本部に納入すべき組合費を、翌月末までに納入しなければならない。

(会計年度)

第42条 この組合の会計年度は、毎年 9月 1日に始まり、翌年 8月31日に終わるものとする。

(会計の責任)

第43条 本部の会計の責任は、中央執行委員会が負う。

2. 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部の会計の責任は組合規約の定める各機関が負う。

(会計監査)

第44条 本部の会計を監査するため、この組合に本部会計監査委員 3名をおく。

2. 本部会計監査委員は、会計年度終了後、最初にひらかれる大会に当該年度の会計監査の結果、および組合員によって委嘱された公認会計士の監査証明をそえて報告しなければならない。

3. 本部会計監査委員は、大会で組合員の中より、全ての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって選出し、その任期は1箇年とする。補充により選出されたものの任期は前任者の残任期間とする。

4. 行政部会の各支部および独法部会の各労働組合、または混合支部におかれる会計監査委員については、各組織の規約の定めるところによる。

5. 上部組織の執行機関は、下部組織の会計を監査することができる。

(会計規則)

第45条 会計の運用に必要な事項は、この規約に定めるもののほか、会計規則に定める。

## 第七章 統制・表彰委員会

第46条 組合の秩序を確保し組合員の権利を守るため、および組合員または役員の表彰を行うため、この組合に中央統制・表彰委員会をおく。

(中央統制・表彰委員会)

第47条 中央統制・表彰委員会は、委員10名以内で構成し、中央執行委員会の決定または組合員 100名以上の連署による要求により中央統制・表彰委員長が招集する。

2. 中央統制・表彰委員は、大会で組合員の中より選出し、代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で選出し、その任期は1箇年とし、補充により選出されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

3. 中央統制・表彰委員長は、委員の互選とする。

4. 中央統制・表彰委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上の同意によりきめる。

5. 調査判定すべき事件に直接関係ある中央統制・表彰委員は、当該事件に関して中央統制・表彰委員会の構成に加わることはできない。

6. 中央統制・表彰委員会の議事は、非公開とする。

(中央統制・表彰委員会の職務)

第48条 中央統制・表彰委員会は、次の事項を調査審議してとるべき処置を判定し、中央

委員会に裁定を求めるものとする。

- (1) 組合員が組合同約に違反したり、その他組合の秩序をみだし組合の名誉をけがし、または組合に損害を与えた場合、その処理に関する事項
- (2) 組合員が不当にその権利を侵害された場合、その処理に関する事項
- (3) その他組合の秩序に関し、中央執行委員会または組合員 100名以上の連署により調査判定を依頼された事項
- (4) 組合員または役員の表彰に関する事項  
(大会または中央委員会の裁定)

第49条 中央統制・表彰委員会の判定に基づく処置の裁定は、中央委員会で出席中央委員の3分の2以上の同意を必要とする。

2. 中央委員会の裁定に不服のある組合員は、大会に提訴することができる。

3. 前項の場合、大会は最終的な裁定を行うものとする。

(関係者の弁明)

第50条 中央統制・表彰委員会は、調査審議に際し、事件に直接関係ある組合員に弁明する十分な機会を与えなければならない。前条の規定に定める中央委員会または大会においても同様とする。

## 第八章 規約の解釈その他

(本規約の解釈)

第51条 本規約の解釈は、最終的に大会できめる。

(解散)

第52条 この組合は、次の場合に解散する。

- (1) 組合員が存在しなくなった場合
- (2) 大会で出席代議員の3分の2以上の同意を得て議決し、更に組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、全組合員の3分の2以上がこれを承認した場合

附 則 (2001年第65回臨時大会)

この規約は、2001年 4月 1日より実施する。

附 則 (2001年第66回定期大会)

この改正規約は2001年9月22日より実施する。

附 則 (2004年第69回定期大会)

この改正規約は2004年9月16日から実施する。

附 則 (2005年第70回定期大会)

この改正規約は2005年9月15日から実施する。

附 則 (2006年第71回定期大会)

この改正規約は2006年9月14日から実施する。

附 則 (2007年第72回定期大会)

この改正規約は2007年9月22日から実施する。

附 則 (2008年第73回定期大会)

この改正規約は2008年9月20日から実施する。

附則（2013年第78回定期大会）

この改正規約は2013年9月28日から実施する。